

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	特定工場の準則不適合点の変更命令		
根拠法令及び条項	工場立地法第10条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （変更命令） 第10条 市町村長は、前条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。 2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から90日以内に行わなければならない。 （勧告） 第9条 1 略 2 市町村長は、第6条第1項、第7条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第6条第1項第5号の事項が第1号に該当し、又は同項第6号の事項が第2号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第5号又は第6号の事項に関し必要な事項について勧告をすることができる。 (1) 第4条第1項の規定により公表された準則（第4条の2第1項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (2) 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予想される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。 3 前2項の勧告は、第6条第1項、第7条第1項又は前条第1項の規定による届出のあつた日から60日以内に行わなければならない。		
	処分基準設定年月日	令和6年3月19日	処分基準最終変更年月日
所管部署	環境経済部産業振興課		

備考	
----	--

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。